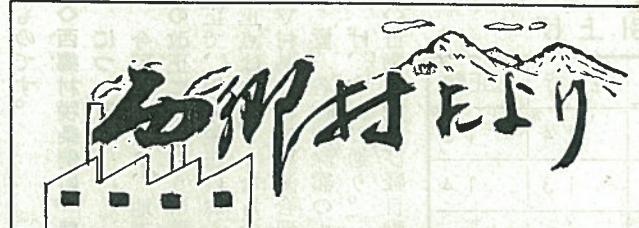


西郷村の人口及世帯数 (47.7.1現在)	
世帯数	2,317
人口	10,548
男	女
5,201	5,257



発行日 昭和47年8月1日発行

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・4番・7番
編集発行
企画課
印刷所
ワタベ印刷所



(完成された村民プールで泳ぐ子どもたち)

第一回 臨時議会開かれる

II 補正予算案など十件

六月二十八日(三十日の三日間、村議会第一回臨時議会が開かれた。議案は昭和四十七年度一般会計補正予算、村税条例の改正など十件が上提出され、いずれも原案通り可決決定した。

◇專決処分について承認を求める件について

昭和四十六年度一般会計補正予算の林業振興費(百五十一万八千円)道路新設改良費(八百四十一万二千円)について臨時急施を要したため、議会を招集する暇がなかったので専決処分にし、今回議会の承認を求めた。

◇昭和四十七年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百九十四万四千円を追加し、予算総額は六億四千六百六十四万六千円となった。

歳入の主なものは、地方交付税で一千四百万円の増額、他に農林水産業費に対する県の補助金八十一万四千円などです。

歳出では、村道下新田柏野線道路改良費(六百五

十万円)道路補修砂利購入費(百万円)新庁舎付属設備工事(二百五十万円)収入役室金庫他(七十万円)

県単熊倉地区用水路工事(七十万円)忠魂碑移転費(二十五万円)森林資源開発事業生産施設費補助金(四十四万二千円)林道設置補助金(七十一万二千円)が主なものです。

◇西郷村役場の位置を変更する条例について

役場庁舎が移転した場合役場の位置は次のように変ります。

西郷村大字熊倉字折口原二十八番の二十九

改定について

西郷村公告式条例の一部

これも役場庁舎の移転にともない西郷村掲示場の位置が、西郷村大字熊倉字折口原二十八番の二十九と変



〔花壇作りに励む寿会の会員の方々〕

美しい自然を大切にしよう

手作りの花壇設置（西郷村）

西郷村の老人クラブ、寿会の皆さんが七月五日、早朝から甲子街道沿いに手作りの花壇を設置し、観光客やドライバーの目を楽しませています。

これは昨年から寿会の年中行事として発足したもので、社会奉仕活動の一環としているものです。

この日、約四十人の会員

が川谷の四ツ門から新甲子温泉までの十カ所に花壇を

設置し、植えられた花は真

紅のサルビア、ケイトウ、

濃いオレンジのマリーゴー

ルドなど四種類です。

今日、観光ブームの波は私達の村にも押し寄せ、都

会の人々は都会の雑音やいそがしい日常生活を逃がれ

おとづれています。

私達は、このように緑の

自然に恵まれた郷土を老人

クラブの皆さんにならって

自然を大切にし、村を美し

くする心がけがほしいもの

です。

家族づれや若い人達が多く、自然を大切にし、村を美しくする心がけがほしいもの

です。



新しい農業委員決まる

七月十五日、任期満了に

ともなう農業委員会委員一般選挙が行なわれ、十五名が当選しました。

▽一般選挙による委員

ななお、村長選任委員は追

つてお知らせします。

鈴木 和知 平作 長坂

正次 重晴 達英 柏野

鈴木 五三郎 上羽太

鈴木 熊倉 下羽太

佐藤	稻川	大桃	広田	河西	菊地	金田	広智
× 正優	義治	勝一	義久	重敏	喜二	隆雄	
下新田	原中	台上	芝原	山下	上折口原	追原	

食品加工

民族資料報告から(1)

(3) 酒(1)醸造
酒は桃の花の盛りに作る
のが一番良いといわれてい
た。酒のタネは冷飯に生米
と麹をまぜて作る。水を入れ
ないで七日ぐらい置く。
七日過ぎると発酵して苦味
酸味、甘味がでてくる。タ

ネのできあがりぐあいを見
彬に詰めておいた。

て、飯を芯のないほどの固
さに焼き、人肌ぐらいにさ
ます。これにタネをあわせ
て桶に入れ一週間ぐらい置
く。油のような色になつた
ところで絞る。桶の上にの
せ木をし、その上に「フネ」
をあげる。濁酒を袋に入れ
てフネにのせ、重しをして
ふたをする。絞ったものは

事業名	施行箇所	事業量	実施額
観光施設	日光国立公園(赤面山)	L=612m W=7.0m	24,802
崩落防止	289号線(安心坂)	212m	2,411
舗装補修	289号線、舟津、羽鳥、白河線	合計 3,815m	7,642
道路橋梁維持	小田倉、那須線、舟津、羽鳥、白河線	83m ヒューム管工 コンクリート暗渠	1,566
第2種事業(県単)	289号線、舟津、羽鳥、白河線	案内標識 61基、 ガードレール 266m	1,937
道路改良	白坂(停)、小田倉線、他6カ所	合計 2,432m	22,474
舗装新設	舟津、羽鳥、白河線	555m	4,717
簡易舗装	増見、小田倉線	977m	10,227
橋梁整備	小田倉橋	L=320m W=5.5m	4,505
道路調査	289号線(甲子)	測量、予備設計	5,762
凍雪害防止	289号線、舟津、羽鳥、白河線	合計 217,974m	20,519
雪寒関連	289号線	1,262m	1,742
国道舗装	289号線	L=34,325m W=5.5m	43,200
災害防除	舟津、羽鳥、白河線	L=209m モルタル吹付工3,117m ²	8,300
河川改良	堀川、真名子川	292m 連節ブロック	4,381
河川局部改良	阿武隈川	300m	5,640
砂防事業	中の沢	L=44m H=9m V=132,572m ²	15,470
公共災害復旧	舟津、羽鳥、白河線、他3カ所	合計 128m	5,927
計			191,292

他に橋梁修繕費、雪寒関連、河川調査費などがあります。

県の四十六年度土木事業 村内に一億九千万円

夏の事故防止運動スタート

交通事故防止村民総ぐるみ運動

(七月二十一日～八月三十一日)

子どもの事故防止運動

(七月一日～八月三十一日)

例年、交通事故や子どもの事故が多く発生するこの時期をとらえ、運転者の安全運転の励行と子どもおよび老人の交通安全の確保を図り、元気で明るく、事故のない生活が送られるよう、村民すべてに積極的な協力を得、地域ぐるみの運動をすすめようとするものです。

[役場前に立てられた立看板]



- ◆ 安全運転の励行
- ▽ 会社、事業所等の運行車両の安全速度の励行
- ▽ 初心ドライバーに対する安全運転特別講習
- ▽ 高校生の二輪車の安全運転実技指導
- ▽ 無謀な運転に対する監視
- ▽ レジャー等に伴なう安全運転の確保
- ▽ ヘルメット着用の指導啓蒙
- ▽ 踏切事故防止の徹底
- ◆ 子どもと老人の安全確保
- ▽ 夏休み前の交通安全教育の徹底
- ▽ 家庭における安全教育の推進
- ▽ 幼児母親の交通教室の開設
- ▽ 老人家庭に対する交通安全全診断
- ▽ 街頭における愛の一声運動の推進
- △ 夜間ににおける歩行者の安全確保

- ▽ 子どもの水遊びは一人でやらないよう心がけること
- ▽ 危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたときは、他地域の人も進んで注意を離さないこと
- ▽ 救助体制の充実についてもPTA、地域住民、各種団体による危険個所のパトロールを完全実施され、村から水死事故のない明るい村造りが重要ではないでしょうか。
- ① 水泳を始める前に
 - ・ からだの弱い人、重い病気などした人は医師にみてもらい、指示を受ける
 - ・ 熱があつたり、頭や腹などからだの悪い時は泳がない。
 - ・ 酒を飲んだ後、満腹のとき、はげしい運動をした
 - ・ 自分の力に応じた所で泳
- ② 練習中の注意
 - ・ プールサイドをはしり回らない。
 - ・ おぼれるまねをしない。
 - ・ 仲間といっしょに泳ぎ、たがいに監視しあう。
 - ・ いつも正しいフォームで泳ぐようにし、ふざけて他人にめいわくをかけない。
 - ・ おぼれるまねをしない。
 - ・ けいれんがおこったら、顔をつけて浮きその場所の筋肉を伸ばすようにする。動けないと今は仰向きに浮いて近くの人や監視の人をよぶ。
 - ・ とびこむときには、水の深さや水中にあぶないものがいいかをたしかめる
- ③ 水からあがつたら
 - ・ きれいな水で眼を洗い、耳の水を出す。

◆子どもの事故防止として
は交通事故、水の事故、花火の事故などが考えられますが、なんといっても交通事故と水の事故でしょう。

そこで水死事故防止対策として次のことにについて特

にご協力を願います。

▽ 区域における危険個所の点検と整備

▽ 所有者に対し危険個所の表示及び安全施設の整備

▽ もぐり砂利採取がある場合は警察署に通報を

▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目

を離さないこと

▽ もぐり砂利採取者がある場合は警察署に通報を

▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目を離さないこと

▽ もぐり砂利採取者がある場合は警察署に通報を

▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目を離さないこと

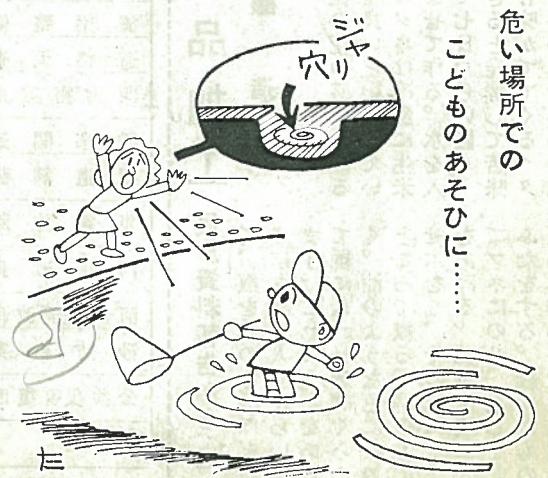
▽ もぐり砂利採取者がある場合は警察署に通報を

▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目を離さないこと

▽ もぐり砂利採取者がある場合は警察署に通報を

▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目を離さないこと

ひと声かけよう



危い場所での
ことのあそびに……

花火の季節

花火遊びは、大人が一緒に



・花火、特に平玉、差玉を
ほどぐして遊ぶことは危険
なのでやつてはいけませ
ん。

・たくさんのお火に一度に
火をつけないようにしま
しょう。

・花火を人や家に向けたり
もえやすい物のある場所
で遊ばないようになまし
う。

- ・ 風の強いときは花び遊びはやめましょう。
- ・ 吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- ・ 花火をポケットに入れないとどうにしましよう。
- ・ なるべく大人といっしょに遊びましょう。
- ・ 花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

正しく遊んで楽しい花火

ご存じですか

やせしい道路交通法

△歩行者
・こどもか

(去十四)

- ▽車の直前直後横断する
- ▽横断禁止の道路を横断す

・如図を忘れないで下せ
(令二十一)

○ ◇自動車

先ではない（法三十八）
歩行者優先は横断歩道のないところ、横断歩道のすぐ近くを横断するときだけです。どこでもかまらず横断するのは一番危険です。

・歩行者でも処罰されます（法一二一）
警察官の指示に従わないでつぎのような行為を続けると処罰の対象になります
▽右側はしを通行しない
▽歩道があるのに車道を歩く

となりますからご用心。
・千鳥足で歩いても処罰されます。(法七十六)
酒によつてふらふら歩いたり、道路に寝そべるなど交通の妨げになるような行為は、処罰の対象になります。

から車によく見え確實に合図することとです。なお合図は自同じく三十歳手前かことになります。たとえ夫婦親子で乗りはいけません

後左右が大切動車とらする。三十キロで走ったことはなりきませる普通車が三十キロで走ったことはなりきませる速度の的には時速十九。
間も二人カーブやこりのときなど危いときは徐行こそ交差十六歳メ手です。

「さあ、その半分の
たから徐行だ
ません。すぐと
のこと、常識
き口以下でしょ
」どもが遊んで
こ、危い場所や
は、まず徐行
事故を防ぐキ
「」も本路、
こないように

車のとおる道、六歳未満の子どもさんを一人歩きさせたり、十三歳未満の子どもさんを道路や踏切りなどで遊ばせていいことには

おしゃべりは女性の特権？などとのんきなことをしておれません。立ちどまつておしゃべりに夢中になり、車や人の交通妨害とな

右折または右に横断するときは、右腕を横に水平伸ばすか、あるいは左腕上に高くあげて下さい。

者優先です。これらのところで横断者がいるときは、必ず停まって歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

なります(法一一七の二) 以上の人気が運転すること、
酒をのみ、さらに酔った 六歳以下の幼児一人を乗せ
状態で自転車通行すれば処 ることを条件に二人乗りが
罰の対象になります。酒よ できます。幼児をチヨコン
いは、歩いても自転車に乗 と荷台に乗せることは手か
つても自動車の運転もすべ け足かけがないので違反と
つてはいけないということです なります。

お知らせ

身体障害者の職業訓練生募集集

国立で東北唯一の宮城身体障害者職業訓練校では、

身体に障害のある人達にその能力に適する訓練科目について、基礎知識と技能と

を短期間に訓練習得させ、就職、自営をして生活の安定と地位の向上のため、訓練校で生徒を募集し

ています。

（1）応募資格

身体障害者で義務教育修了者またはこれと同等以上の学力のある人

（2）選考日

昭和四十七年九月十一日

午前九時から

（3）選考方法

学科・面接による

（4）授業料は無料です。

（5）特典

職業安定所長の指示を受けて入校すると、訓練期間中約二三、二〇〇円の手当が支給されます。

（6）申込み期限

昭和四十七年八月三十一日まで



◇ 募集内容

科名	洋裁科	人員
製本科	十人	
意匠図案科	三十人	

◇ 申し込み先

各市町村を管轄する職業安定所

◇ 税務署だより

遺産総額三千万円までは相続税はかかりません

◇ 税務署だより

一婚姻期間二十年以上の配偶者一人

◇ 税務署だより

以上は配偶者一人

◇ 税務署だより

遺産を相続した場合、遺産総額が基礎控除額（四百萬円と、八十万円に相続人數を掛けた金額）よりも多い場合は、死亡の日の翌日から六ヶ月以内に、相続税の申告が必要です。ただし、死亡した人の配偶者が受け取る遺産については遺産総額が、婚姻期間二十年以上の場合には三千万円まで、十年から二十年までの場合はその年数に応じ、一千万円から三千万円までは相続税がかかりません。

◇ 税務署だより

（1）登録免許税＝土地を買

◇ 税務署だより

（2）マイホームと税金

◇ 税務署だより

（3）不動産取得税＝不動産を入手したとき、不動産価格の3%が課税されます

◇ 税務署だより

（4）所得税の住宅取得控除

◇ 税務署だより

（5）一定の条件に当てはまる

◇ 税務署だより

住宅を新築または新築住宅を購入したときは、取得価格の一%（最高二万円）が

◇ 税務署だより

その家屋に居住して年以後三年間所得税から控除され

◇ 税務署だより

ます。

◇ 税務署だより

災害を受けたときは

◇ 税務署だより

台風や火災などで災害にあつたときは、税金の面でいろいろと救済の方法があります。

◇ 税務署だより

税の減免手続きを

◇ 税務署だより

台風や火災などで災害にあつたときは、税金の面でいろいろと救済の方法があります。

◇ 税務署だより

災害を受けたときは

◇ 税務署だより

台風や火災などで災害にあつたときは、税金の面でいろいろと救済の方法があります。

30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 6 5 5 1 日曜

(木) 町村会、白河地方土木促進協議会 福島テレビ、上羽太の天道念佛踊り中継録画

(水) 県民保養温泉地協議会総会、消防団会議 東北新幹線新白河駅周辺の都市計画協議会

(木) 民生委員協議会 高速自動車道残地補償説明会

(火) 村議会、昭和四十六年度決算統計説明会

(水) 老人クラブ役員会 (木) 県南農業高度開発推進協議会総会

(木) 県治水協会総会、県砂防協会役員会、同総会

(火) 國土調査協会定例総会 (水) 災害発生時の協調についての打合会

(木) 市町村長会議、明治堀組合総会 (木) 青年会、婦人会、村議會議員の三者交流会

(火) 北部獣友会獣区視察 (水) 白河地区保健委員会総会

(木) 防消幹部会、新幹線通過市町村打合会 (木) 村有貸付牛事故処理委員会

(火) 白河地区水道協会役員会総会 (火) 白河地区青年対策連絡会議

(木) 土地改良事業団体連合総会 (木) 駐車場整備実行委員会

(水) 白河地方交通対策協議会 (水) 駐車場整備実行委員会

(木) 村議会第一回臨時会 (木) 駐車場整備実行委員会

(水) 村議会第一回臨時会 (木) 駐車場整備実行委員会

(木) 村民ブル開園式 (木) 駐車場整備実行委員会

(水) 村議会第一回臨時会 (木) 駐車場整備実行委員会

(木) 村議会第一回臨時会 (木) 駐車場整備実行委員会

(水) 村議会第一回臨時会 (木) 駐車場整備実行委員会